

○横須賀市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等及び禁止物件）

第7条 次の各号に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市が条例に定めるところにより指定した地域又は場所
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林
- (4) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
- (6) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (7) 横須賀市風致地区条例(平成24年横須賀市条例第93号)第6条の規定により指定された第1種風致地区及び第4種風致地区(同条例附則第5項の規定によりこれらの風致地区とみなされる区域を含む。別表第2において同じ。)
- (8) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条の規定により指定された自然環境保全地域
- (9) 道路及び道路用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域
- (10) 河川及び海岸並びにその付近で市長が指定する地域
- (11) 古墳、墓地又は火葬場

2 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、ガード、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、カーブミラー、駒止並びに里程標
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これらに類する物件

- 3 石垣及び擁壁その他これらに類する物件に屋外広告物を直接表示してはならない。
- 4 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙(ポスターを含む。以下同じ。)、はり札又は立看板を表示してはならない。
- 5 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。
- 6 市長は、第1項第9号又は第10号の地域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する場合は、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第15条に規定する審議会(以下単に「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。